

○農林水産省令第六十一号
 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
 第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成五年十月二十九日
 農林水産大臣 畑 英次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 第三十五条の三第一項中「次に掲げる場合」を「試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可別表二（第三十五条の二、第三十五条の四、第三十五条の五関係）」

を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を添付して移動する場合に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項」に改める。
 第三十五条の四第一項中「別表二の三の項」を「別表二の二の項」に、「行なう」を「行う」に改める。
 第三十五条の五第一項中「きゆうり」を削る。
 別表二を次のように改める。

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
一 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く）	トマト、パイナップル、マンゴウ及びボンカンの生果	ミカンコミバエ
二 北緯二十六度以南の南西諸島（大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く）	トマト、パイナップル、マンゴウ、とうもろこし、かぼちゃ、ネットメロン、いんげんまめ及びにがりの生果	ウリミバエ

別表三中

「きゆうりの生果実」	「イチロマンダイロマンダイドクくん蒸」	「イチロマンダイロマンダイ庫一立方メートル当たり八グラム」	「一七〇二九度」	「二時間」
------------	---------------------	-------------------------------	----------	-------

を削り、同表

備考の欄中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から11の項までを一項ずつ繰り上げる。
 別表四の一の項植物の欄中「ばんの木属植物」を「ばんのき属植物」に改め、同表の三の項地域の欄中「及び宮古群島」を「宮古群島及び八重山群島」に改め、同項植物の欄中「きゆうり」を削る。

別表五の一の項有害動物の欄中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ及びウリミバエ」に改め、同表の三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とする。

附 則

第二十二号の様式中「第35条の3第1項」を「第35条の3第1項」に改める。
 この省令は、平成五年十月三十日から施行する。